

佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進を図るため、排出事業者等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「排出事業者等」とは、県内に産業廃棄物を排出する事業所を置く事業者及び構成員の3分の2以上が県内に産業廃棄物を排出する事業所を置く事業者で構成される法人格を有する団体をいう。

3 この要綱において、「産業廃棄物処理業者」とは、県内に事業所を置き、廃棄物処理法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項又は同条第6項の規定(第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更を含む。)により産業廃棄物の処理を行う者をいう。

4 この要綱において、「中間処理」とは、産業廃棄物の発生から最終処分(埋立処分)が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。

5 この要綱において、「リサイクル」とは、産業廃棄物を処理・加工することにより、性状、安全性、用途市場価値など総合的に判断して、確実に有効利用されるものにすること及び産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第15条の3の3第1項の各号のいずれにも適合する見込みがあるものに限る。)において焼却により発生する熱エネルギーを回収すること(以下「熱回収」という。)をいう。

(補助対象となる事業)

第2条の2 この要綱において、補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)とは、次に掲げる事業であって、知事が補助金の交付対象と認めた事業をいう。

(1) 排出事業者等(産業廃棄物処理業者を除く。)が自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化若しくはリサイクルを促進する事業又は最終処分(埋立処分)量を抑制する事業

(2) 産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業

(3) 前2号の事業で設置する施設は、焼却・脱水・破碎・選別等廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものであってはならない。

(4) 投資額が5百万円以上であること。

(補助対象となる事業者)

第2条の3 この要綱において、補助対象となる事業者は、前条に規定する補助事業を実施する事

業者で、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) (1)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。

（交付の対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）並びに採択要件は、別表のとおりとする。

第4条から第6条まで 削除

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 第1項の申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。
- (ア) 補助金額に変更がなく、別表に掲げる補助事業に要する経費の配分のうち、各経費区分(小区分)間の20パーセント以内の金額の変更
 - (イ) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (ウ) 補助事業の内容に関し、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付け商第1251号))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第4号のとおりとする。
- 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第5号のとおりとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

- 第10条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)15日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日(補助金が全額概算払いで支払われた場合にあつては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後7日以内)のいずれか早い日とする。
- 3 第7条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

- 5 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第7号の2のとおりとする。
- 6 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月7日とする。

（補助金の交付）

第11条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払いで交付することができる。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らねばならない。

- 2 規則第22条ただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 5 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

（排出抑制、減量化及びリサイクルの促進）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該年度終了後30日以内に、過去1年間の排出抑制、減量化及びリサイクルの状況について、様式第11号の事業効果検証報告書により、知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する事業効果検証報告書に関する証拠書類等を当該報告に係る会計年度終了後、3年間保存しなければならない。
- 4 知事は、必要に応じて、補助事業者に前項に規定する証拠書類等の提出を求め、現地調査を行うことができる。

（是正措置）

第14条 知事は前条第2項の報告書を受けた場合、その報告に係る成果が補助金の交付の目的に

適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを、期限を定めて補助事業者に対して指示するものとする。

2 補助事業者は前項の指示に係る措置の実績を報告しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 この要綱に基づき提出する書類の部数は1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 5 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 6 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 7 この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の補助対象経費及び補助率等

補助対象経費			補助率	限度額	採択要件
経費区分		内 訳			
大区分	小区分				
工事費	(1)建築（構築）物費	建築（構築）物の設置、改良に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 （ただし、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、3分の2以内）	1千万円以内	過去に本補助事業による補助金の交付を受けていない者を優先する。
設備費	(2)機械装置費	機械装置の購入及び借上げ、試作、改良、据付に要する経費			
	(3)工具器具費	工具器具の購入及び借上げ、試作、改良、据付に要する経費			
	(4)外注加工費	外注加工に要する経費			
その他	(5)技術指導受入費	技術指導受入に要する経費			
	(6)設計費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費			
	(7)分析調査費	廃棄物等の分析調査等に要する経費			
	(8)その他の経費	前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費			

様式第1号 削除

様式第1号の別紙1から別紙4まで 削除

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

- 1 この要領は、佐賀県(以下、「県」という。)から補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を優先的に活用することである。

- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

区分	県内企業	県外企業	
(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約を含む)	<p>県内に本店を有する者</p> <p>ただし、法面工事やガードレール設置等の安全施設設置工事については、県内企業が少ないため、県内企業及び県内企業と同等の企業活動をしている県外企業(「準県内企業」という。)に優先発注する。</p> <p>準県内企業とは、県内に支店等を有し、従業員数が4人以上(うち主任技術者2人以上で、当該支店等の県内在住従業員比率が50%以上)かつ資材置場、倉庫等を県内に有する者とする。</p>	左記以外の企業	
物件、役務の調達契約	(2) ITシステム等 (下請契約を含む)		<p>県内に本店を有する者</p> <p>県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上(うちSE数が30人以上)の者</p>
	(3) その他物件、役務の調達		<p>県内に本店を有する者</p> <p>県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者</p> <p>誘致企業</p>

(入札等による発注を予定している場合)

- 4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

(県外企業と契約する場合)

- 5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。
- 6 補助事業者は、第3項の表(1)の工事請負契約又は(2)のITシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業(以下、「元請企業」という。)が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。
- 7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結するときは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法 該当部分に	条件付一般競争入札 ・ 指名競争入札 見積合せ随意契約 ・ 単一随意契約 ・ その他方法
契約予定額 概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式 2

県外企業と契約する理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 本店の所在地	
契約概要	
契約予定額 概算	
理由	

様式 3

下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者と締結した契約概要	
下請企業名 （材料納入企業名）	
下請企業の住所 （材料納入企業の住所） 本店の所在地	
下請（材料）金額 税込	
理由	